

案件概要書

平成 26 年 4 月 22 日
国際協力機構中南米部南米課**1. 案件名（国名）**

国名：ボリビア多民族国

案件名：オキナワ道路整備計画（Okinawa I, II, III Asphalted Road Construction Project）

2. 事業の背景と必要性**(1) 当該国における道路セクターの開発実績（現状）と課題**

内陸国で交通手段の限られるボリビアにおいて、道路は輸出入貨物の約 7 割を担う等主たる輸送手段として重要な役割を担っている。しかしながら、厳しい自然条件により、道路舗装率はわずか 8.5%（世銀、2010 年）で、域内平均 23.3%を大きく下回っている。特に県道は 2.4%の舗装率にとどまっており（ボリビア道路公社（ABC）、2010 年）同国の地域発展・統合や物流の妨げとなっている。

(2) 当該国における道路セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ボリビアの国家開発計画において、運輸部門は「生産力あるボリビア」の実現に向けた重点分野になっており、生産部門の開発に資する国家の物理的統合、最適な投資・投資の効率化を具体的な政策としている。サンタクルス県は、短期的に県道の舗装道路延長を整備する方針を有しており、本事業の対象区間に繋がるサンタクルス市～オキナワ第三移住地の土道の舗装を計画している。

また、同国には約 14,000 人の日系人が存在する。彼らは農業を中心に同国の発展に寄与してきたとともに、日本との架け橋となって二国間の友好関係構築に重要な役割を果たしてきた。オキナワ移住地は 2014 年に移住 60 周年を迎える。この機に本事業実施により同移住地における生活の質の向上、アクセス向上、地域経済活性化を促すことは、我が国として日系人支援の観点から意義が高い。

(3) 道路セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対ボリビア国別援助方針では、持続的な経済成長に資するインフラとして道路整備推進が示されており、本事業は重点分野「地域開発等を通じた生産力向上」における「運輸交通網整備プログラム」に位置づけられる。

(4) 他の援助機関の対応

本事業の対象区間の南側、サンタクルス市～オキナワ第三移住地間の道路については、サンタクルス県が舗装を計画している。対象区間の北側に繋がるオキナワ第一移住地～トロソコス間はボリビア道路公社（ABC）が整備を計画している。

3. 事業概要**(1) 事業の目的**

本事業は、サンタクルス県オキナワ市において、オキナワ第一～第三移住地間の道路を舗装し、同移住地の安全な通行の確保及び農産物等の搬出や市街地へのアクセス改善を図ることで、同移住地の発展に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

サンタクルス県オキナワ市 オキナワ第一～第三移住地間の約 35km

(3) 事業概要

- 1) 土木工事、調達機器等の内容：道路舗装（約 35km 2 車線）、橋梁架け替え（1 橋 20m）、排水整備等
- 2) コンサルティング・サービス：協力準備調査にて確認。
- 3) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制

事業実施機関：サンタクルス県道路公社（SEDCAM）

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: B

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる道路、鉄道、橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：サンタクルス県によるサンタクルス市～オキナワ第三移住地の舗装及び ABC によるオキナワ第一移住地～トロコンス間の整備は本件を補完するものである。その他詳細は協力準備調査にて確認。また、我が国は本事業対象地域に日系研修や医療衛生関連のボランティア派遣等を実施しており、移住地活性化の観点から、本事業との相乗効果が期待される。

(7) その他特記事項：本件は日系移住地の主に交通・物流面での利便性向上に寄与することを重視する。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

過去にボリビアで実施した無償資金協力「サンタクルス北西部地方道路整備計画」の事後評価等では、当該事業を契機に当該道路以北の開発が進んだため、重量車輛の通行量が増し、道路に破損が生じたことから、こうした動きを早期に把握して未然に対応できるよう、供与後の道路管理者に対する定期的な巡回・報告を義務付けるなどの措置を検討すべきとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

道路管理者による重量制限等の規制や定期巡回等の維持管理体制について確認するとともに、重量車輛の走行状況を把握し、必要に応じて舗装設計に反映する。

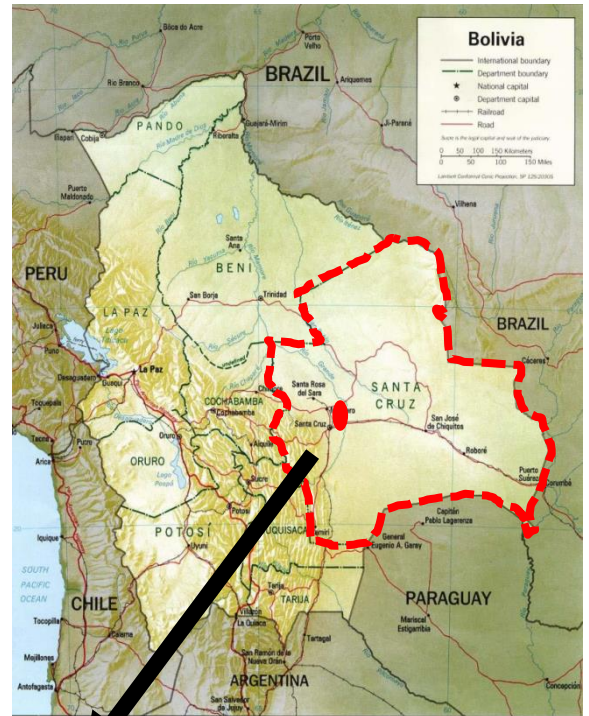
以 上

〔別添資料〕地図

案件対象位置図



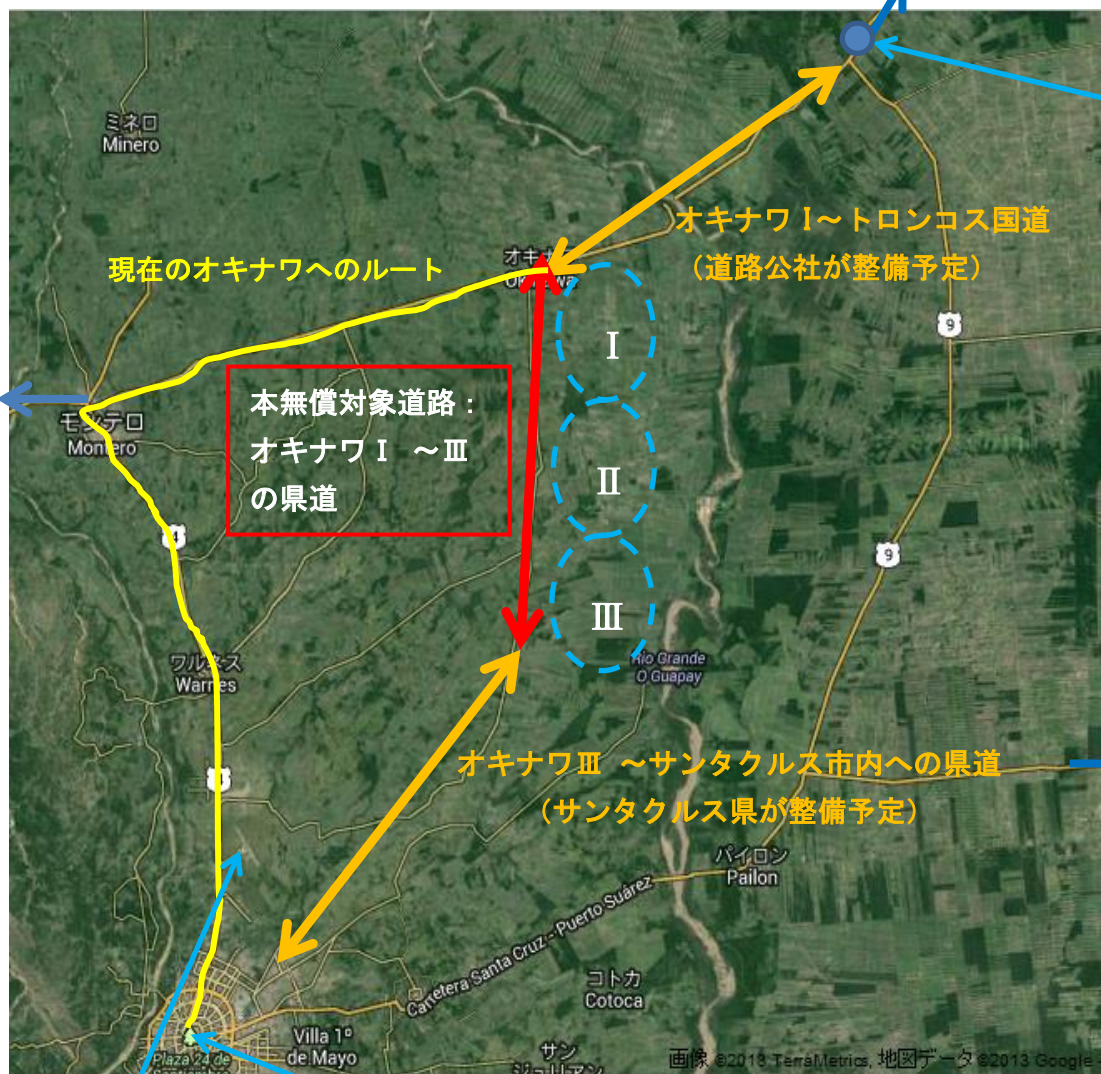
サンタクルス県



至 ベニ県

トロンコス

至
コチャバンバ県



至
ブラジル

ビルビル国際空港

サンタクルス市中心市街地

画像 ©2013 TerraMetrics, 地図データ ©2013 Google